

第 2 1 号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 2 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を
改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年 3 月町田市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項本文中「という。）には」の次に「、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、市長の承認を得て規則で定めるところにより」を加え、「100 分の 70」を「100 分の 100 以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 派遣先の機関の特殊事情等により、前項の規定により給与を支給することが著しく不適当であると任命権者が認めるときは、同項の規定にかかわらず、市長の承認を得て給与を支給しないものとする。

第 8 条の見出し中「の種類」を削り、同条中「である派遣職員には」の次に「、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、同条ただし書中「当該派遣職員の」を削る。

第 9 条第 2 項中「規則で定める」を「市長の求める」に改め、「市長に」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き派遣されている職員（市長の承認を得て町田市規則（以下「規則」という。）で定める職員を除く。）に係る施行日におけるこの条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、

施行日の前日におけるこの条例による改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第４条第１項に規定する給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第４条第１項に規定する給与の支給割合とする。

- (１) 施行日から平成２４年３月３１日まで １００分の１００
- (２) 平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日まで １００分の７０
- (３) 平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日まで １００分の４０

３ 施行日から平成２３年６月３０日までの間に、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された職員（市長の承認を得て規則で定める職員を除く。）に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における新条例第４条第１項に規定する給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、これらの日において旧条例第４条第１項の規定を適用したとした場合におけるこの規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第４条第１項に規定する給与の支給割合とする。

- (１) 施行日から平成２４年３月３１日まで １００分の１００
- (２) 平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日まで １００分の７０
- (３) 平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日まで １００分の４０

改正後	改正前
(一般派遣職員の給与) 第 4 条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 3 条第 1 号に規定する地方公営企業の職員をいう。以下同じ。)である者以外のもの(以下「一般派遣職員」という。)には、<u>その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、市長の承認を得て規則で定めるところにより、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給する。</u> 2 <u>派遣先の機関の特殊事情等により、前項の規定により給与を支給することが著しく不適當であると任命権者が認めるときは、同項の規定にかかわらず、市長の承認を得て給与を支給しないものとする。</u> 3 略 (企業職員である派遣職員の給与) 第 8 条 企業職員である派遣職員には、<u>その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、派遣先の機関の特殊事情等により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。</u> (報告) 第 9 条 略 2 任命権者は、<u>市長の求めるところにより、職員の派遣の状況を報告しなければなら</u>	(一般派遣職員の給与) 第 4 条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 3 条第 1 号に規定する地方公営企業の職員をいう。以下同じ。)である者以外のもの(以下「一般派遣職員」という。)には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ <u>100 分の 70</u> を支給する。<u>ただし、一般派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、規則で定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 を超え 100 分の 100 以内を支給することができる。</u> 2 <u>一般派遣職員の派遣先の機関の特殊事情等により、前項本文の規定により給与を支給することが不適當であると市長が認めるときは、同項本文の規定にかかわらず、給与を減額して支給し、又はこれを支給しないことができる。</u> 3 略 (企業職員である派遣職員の給与の<u>種類</u>) 第 8 条 企業職員である派遣職員には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、<u>当該派遣職員の派遣先の機関の特殊事情等により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。</u> (報告) 第 9 条 略 2 任命権者は、<u>規則で定めるところにより、職員の派遣の状況を市長に報告しなければ</u>

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
い。	ならない。

